

し
資

りょう
料

へん
編

ようご かいせつ 用語の解説

【あ行】

アウトリーチ

「手を伸ばす」「手を差し伸べる」という意味で、医療や福祉関係機関が直接自宅等を訪問し、心理的ケアや必要な支援に取り組むこと。

アセスメント

対象者の障がい特性やニーズ、生活上の課題等を把握し、どのような支援が求められているのかを明らかにすること。

医療的ケア

家族や支援者などが医師の指導のもとに、日常的・応急的に行う人工呼吸器や胃ろう、たん吸引などの医療的行為のこと。

医療的ケア児支援法

正式名は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、保育及び教育の拡充に係る施策等について定め、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に令和3年9月18日に施行された。

医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等のさまざまな分野の支援等を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う者。主に、相談支援専門員、保健師、訪問看護師などがこの役割を担う。

インクルーシブ教育

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶ取組や考え方。

【か行】

基幹相談支援センター

相談支援事業者の育成や触法障がい者などの支援が困難な人への対応等、地域における相談支援の中核的な役割を担う専門機関。

強度行動障がい

自分の体を叩く、食べられないものを口に入れるなどの本人の健康を損なう行為や、他人を叩く、物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人に影響する行動が多い、特別に配慮された支援が必要な障がい。

計画相談支援

障がいのある人が地域で自立した生活を送る際に支障となる様々な生活課題(ニーズ)を把握し、課題解決の方向性や生活の目標を明らかにする。さらに、効果的にサービス提供ができるよう、「サービス等利用計画」の作成や必要な調整を行い、ニーズに基づく問題解決を図ること。

この業務を行う専門職を相談支援専門員という。

高次脳機能障がい

病気や事故などで脳がダメージを受けたことにより、言語・記憶・注意力・遂行機能などに障がいが生じ、日常生活に困難を有するようになる障がいのこと。制度上では精神障がいに分類される。

個別避難計画

避難行動要支援者一人ひとりについて、具体的な避難支援や避難行動について記した個別の計画。

【さ行】

支援会議

障がい者本人や家族、支援者等の関係者が集まり、より良い支援の方法や課題解決方法を検討する会議。

児童発達支援センター

児童発達支援の提供を行うほか、地域の中核的な支援施設として障がいのある子どもやその家族の相談支援、障がいのある子どもを預かる施設への援助、助言等を行う施設。

手話通訳者

音声言語を手話言語に、また手話言語を音声言語に変換する作業を「手話通訳」という。「手話通訳者」とは都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された人。

障がい支援区分

平成26年4月から、「障がい程度区分」に変わり「障がいの程度(重さ)」ではなく、「障がいの多様な特性やその他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」として定義された。非該当及び区分1～6まであり、区分6が、支援の度合いがもっとも高い状態であることを指す。介護給付の申請があった場合に市町村審査会の審査及び判定により、障がい支援区分の認定が行われる。

しょうがいしゃきほんほう 障害者基本法

障がい者施策に関する基本的理念と施策全般について基本的な事項を定めた法律。「障害者権利条約」批准に向けた国内法整備の一環として、平成23年に法の目的、障がい者の定義、差別の禁止、合理的配慮の推進等の基本理念をはじめとする抜本的改正が行われた。

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 障害者虐待防止法

正式名は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。虐待の禁止、予防等に関する国等の責務、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者に対する支援等を定めた法律。

虐待の類型には、「身体的虐待」「放棄・放置」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つがある。

しょうがいしゃこようそくしんほう 障害者雇用促進法

正式名は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。民間企業や国、地方公共団体等の事業主(雇い主)に対する障がい者の雇用に関する内容を定めた法律。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

正式名は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的に平成28年4月1日に施行。この法律では、①障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、②合理的配慮の不提供の禁止が求められている。②は、それまで努力義務であった民間事業者においても令和6年4月から義務付けとなる。

しょうがいしゃしゅうぎょうせいいかつしえん 障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づき、県知事が指定した社会福祉法人等の法人が実施。障がいのある人を対象として、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連絡調整等を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

しょうがいしゃしゅうろうしえんそくしんかいぎ 障がい者就労支援促進会議

市内の就労系障がい福祉サービス事業所が、障がいのある人の一般就労の促進と企業・市民への障がい者理解を深めるために共同で各種事業に取り組むための会議。通称は「チャレンジマーケットあいづ(愛称:ちゃま)」。

しょうがいしゃそうごうしえんほう

障害者総合支援法

正式名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。すべての人が基本的な人権を持つ個人として、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、共に生きることが出来る地域社会の実現を目的として平成25年4月1日から施行された。この法律では、障がい福祉サービスや地域生活支援事業などが定められている。

しょう じつうしよしえん 障がい児通所支援

児童福祉法で定められているサービスで、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援に分類される。

しょう ふくし 障がい福祉サービス

障害者総合支援法に定める法定サービス。介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療、補装具の5つに分類される。

じょうほう 情報アクセシビリティ

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるようにする取組や考え方。

ジョブコーチ

障害者雇用促進法に基づき、障がいのある人の就職及び職場定着を図ることを目的として、障がいのある人が実習している現場や雇用されている職場を訪問し、本人への支援、事業主や従業員等に対する助言等を行う職種。

しんたいしや 身体障がい者

身体障害者福祉法第4条において、法に定める身体上の障がいを有する人で、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人と定義される。

せいしんしや 精神障がい者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条において、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する人と定義される。

せいしんしや 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保されたシステム。

成年後見制度

判断能力の不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者の権利を擁護するため、成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や福祉サービスの契約などを行い、本人が安心して生活できるよう支援する制度。

【た行】

地域障がい者相談窓口

障がいのある人の生活に関するさまざまな相談に対応する相談窓口。身近な地域においてきめ細かな相談支援を提供できるように、市内7つの日常生活圏域ごとに整備を進めている。

地域自立支援協議会

障がいのある人もない人もともに暮らせる共生社会の実現を目指し、本市では平成19年に設置。医療、経済、教育、福祉等の団体が参加し、「障がい理解の仕組みづくり」「地域で支え合う仕組みづくり」「活動支援の仕組みづくり」「就労に向けた仕組みづくり」「成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり」「横断的な支援の仕組みづくり」の6つの仕組みづくりなどに取り組んでいる。

また、障がい・障がい者理解推進のため、年1回、「会津若松市地域自立支援協議会だより」を発行し、市内全戸に配布している。

地域生活移行

施設や病院を出て、地域で生活すること。

地域生活支援拠点等

福祉施設入所者、入院中の精神障がい者の地域生活移行や親元からの自立や親亡き後を見据えた支援を行うための拠点等のこと。その機能としては、地域生活での相談支援、緊急時の受入、地域生活の体験等がある。

本市では面的整備（地域における様々な支援機関が連携して支援を行う体制）を推進している。

地域生活支援コーディネーター

「地域生活支援拠点等」において、地域生活におけるさまざまな相談に応じたり、関係機関との連携や必要な支援のためのコーディネート（連絡調整等）機能を総合的に行う専門職。

本市では、障がい者総合相談窓口、地域障がい者相談窓口を中心に、相談支援事業所がコーディネート機能を担う仕組みとしている。

地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業。市町村が主体となる市町村地域生活支援事業と都道府県が主体となる都道府県地域生活支援事業がある。

知的障がい者

知的機能の障がいが発達期(概ね18歳まで)に現れ、日常生活に支障が生じており、何らかの援助を必要とする状態にある者。

デイケア

福祉・医療関係施設が提供するサービス。日中、利用者同士が交流し、レクリエーションなどの活動で人と接することによって社会復帰につなげることを目標としている。

特別支援学級

学校教育法により、小・中・高校において心身に障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とした学級のこと。

特別支援学校

障がいのある子どもが「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。旧・盲学校、旧・聾学校、旧・養護学校は、平成19年4月1日より「特別支援学校」となった。

特別支援教育支援員

小・中学校等において、肢体不自由、注意欠如・多動症(ADHD)及び自閉症などの障がいのある児童生徒に対し、支援を行う者。

【な行】

難病

発病の原因が明らかでなく、かつ、治療法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾病。このうち、医療費助成の対象は56疾患だったが、新たな法律(難病の患者に対する医療等に関する法律 平成26年5月23日成立)により、医療費助成の対象疾患(指定難病)は年々拡大しており、令和5年10月現在で338疾患となった。

日常生活用具

在宅の障がいのある人の日常生活がより円滑に行われるために給付又は貸与する用具のこと。手すりやスロープ設置等の住宅改修も日常生活用具に含まれる。

【は行】

発達障がい

幼少期から現れる発達のアンバランスによって、脳の働きに偏りが生じており、日常生活に困難をきたしている状態のこと。特定のことは優れた能力を発揮する一方で、ある分野は極端に苦手といった特徴がみられ、得意なものと苦手なこととの差が非常に大きく、生活に支障が出やすい。

パラスポーツ

パラ(Para)は「並行する」の意味で「もう一つのスポーツ」を表す。広く障がい者スポーツを指す用語。

ピアサポート

「ピア」は、仲間や同じものを共有することを指す。同じ障がいや病気を持つ人がその経験などを踏まえて、相談や助言などの支援を行うことをいう。

BCP(ビーシーピー)

「業務継続計画(Business Continuity Plan)」のこと。地震等の自然災害、感染症のまん延等の不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

避難行動要支援者

災害の発生やその恐れのある場合などに、自ら避難することが困難で円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人をいう。

標準利用期間

障がい福祉サービスを利用するにあたり、その事業の内容に応じて設定される標準的なサービスの利用期間であり、原則、その期間の範囲内でサービスを利用することとなる。

福祉避難所

障がいのある人や高齢者、妊産婦や乳幼児など、災害時に一般の避難所での生活が難しい人が避難する避難所で、概ねバリアフリー化されており、相談や支援を行うスタッフが配置される。

【ま行】 モニタリング

サービス等利用計画に基づいてサービスが適切に提供されているか、それによってニーズが充足されているか、また生活全般について新たな課題が生じていないかを確認すること。

【や行】 ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

ユニバーサルデザイン

はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安心・安全で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計する考え。

ようやくひっきしや 要約筆記者

発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、聞こえない人にその場の話の内容を伝える通訳を「要約筆記」という。主に手話の分からない聴覚障がい者に対して行われる。「要約筆記者」とは都道府県が実施する要約筆記者養成研修事業において要約筆記者として登録された人のこと。

【ら行】 りよういく 療育

発達に課題のある子どもを対象に、個々の状態に合わせて、特定の人とのやり取りや遊びを通してさまざまな経験をつみ重ねることで、身の回りのことや、運動、ことば、社会性など全体的な発達をうながすこと。

レスパイト

短期入所等の様々なサービスの活用などにより、介護の必要な高齢者や障がいのある人のいる家族が心と体を休めること。

アンケート結果の詳細は、
市ホームページからご確認いただけます。

読み取り用二次元コード⇒



障がい福祉に関する市民アンケート調査集計結果報告書(概要)

1 障がい福祉に関する市民アンケート調査について

(1) 目的

市民の障がい者及び障がい福祉に関する意識等を計画に反映するために、実施しました。

(2) 調査対象者数

2,000件

令和4年12月1日現在の18歳以上の市民(無作為抽出)

(3) 調査方法

郵送によるアンケートを実施

(4) 実施期間

令和4年12月13日～令和5年1月31日

(5) 回答数及び回答率

回答件数 538件(回答率26.9%)

(単位:件)

項目	アンケート送付者数			回答者数	
	男性	女性	合計	回答数	回答率
10～20代	200	200	400	72	18.0%
30代	200	200	400	97	24.3%
40代	200	200	400	87	21.8%
50代	200	200	400	113	28.3%
60代以上	200	200	400	167	41.8%
合計	1,000	1,000	2,000	538	26.9%

※年齢無回答2件含む

2 アンケート調査結果の総括

(1) 調査項目から(抜粋)

① 障がいのある人との関わりについて(「問11～問12」)

「障がいのある人の支援をしたことがある」と回答した人は、48.7%と前回比2.6ポイント増で、障がいのある人との関わりが少しずつ増えていることが伺えます。

(具体的な支援内容)

「車いすを押した」23.5%(前回比0.9ポイント増)

「歩行を介助した」15.5%(前回比2.7ポイント減)

「目の見えない人への支援」7.1%(新設)

「耳の聞こえない人への支援」6.4%(新設)

② 障がい者施設への意識について(問16)

近隣に障がい者施設ができた場合にどう思うかの問いに対し、「不安である」と回答した人は、17.0%と前回比約7ポイント減で、地域住民の施設に対する意識の変化が伺われます。

(その他の回答)

「地域住民との交流や防災拠点になる」25.4%(前回比0.8ポイント増)、

「空き家や空き店舗の解消につながる」が22.7%(前回比2.6ポイント増)、

「地域活動の担い手が増える」が22.1%(前回比3.2ポイント増)

③ 共生社会の考え方について(「問17」「問18」)

共生社会の考え方について「共感する・どちらかといえば共感する」と回答した人は、89.4%でと前回比約8ポイント増で、共生社会への理解が少しずつ進んでいることが伺われます。

(共生社会実現のため必要な市の施策)

「在宅生活に必要な介助を受けられる体制」7.6%(前回同ポイント)

「周囲の人の理解が深まること」7.3%(前回比1.1ポイント増)

「困った時の相談支援体制が整っていること」7.0%(前回比0.5ポイント減)

「安心して住めるところがある」6.5%(前回比0.1ポイント減) など

④ 障^{しょう}がいのある人^{ひと}とのコミュニケーションについて(「問9」)※新設項目

本年3月に「会津若松市手話言語^{あいづわかまつししゅわげんご}及びコミュニケーション手段^{しゅだん}に関する条例^{じょうれい}」が成立施行され、普及啓発^{ふきゅうけいはつ}を図るため、以下の項目^{い か こうもく}を新設^{しんせつ}し調査^{ちょうさ}を行いました。

令和4年5月に成立した「障害者^{しょうがいしゃ}による情報^{じょうほう}の取得^{しゅとく}及び利用^{りよう}並びに意思疎通^{いしそつう}に関する施策^{しかく}の推進^{すいしん}に関する法律^{ほうりつ}」については、「内容^{ないよう}を知っている・聞いたことがある^き」が16.0%とまだまだ認知度^{にんちど}が低い^{ひく}状況^{じょうきょう}です。

また、「障^{しょう}がいのある人^{ひと}のコミュニケーション手段^{しゅだん}について知っているものがあるか」の質問^{しつもん}では、多い^{おお}順^{じゆん}に「手話言語^{しゅわげんご}」21.1%、「点字^{てんじ}」20.9%、「筆談^{ひつだん}」19.9%、「拡大文字^{かくだいもじ}」8.6%となっています。

(2)自由記載^{じゆうきさい}から(抜粋^{ばつすい})

① 市^しからの情報提供^{じょうほうていきょう}に関する^{かん}ことについて

障^{しょう}がい者^{しゃ}施策^{しかく}が分^わからない、市民^{しみん}が知^しる機会^{きかい}が少^{すく}ないように感じる^{かん}など、市^しの積極^{せっきよく}的な情報提供^{じょうほうていきょう}を求^{もと}める声^{こえ}が複数^{ふくすう}みられました。

② 障^{しょう}がいに対する理解促進^{たいりかいそくしん}に関する^{かん}ことについて

障^{しょう}がいや障^{しょう}がい者^{しゃ}についての知識^{ちしき}や理解^{りかい}が不足^{ふそく}しているとの声^{こえ}が複数^{ふくすう}ありました。
また、小学校^{しょうがっこう}など小^{ちい}さい頃^{ころ}から障^{しょう}がいのある人^{ひと}と交流^{こうりゅう}することにより、障^{しょう}がい理解^{りかい}が深^{ふか}まり共生社会^{きょうせいしゃかい}の実現^{じつげん}につながるといった意見^{いけん}がみられました。

③ 福祉施策^{ふくししかく}全般^{ぜんぱん}について

障^{しょう}がいのある人^{ひと}もない人^{ひと}も会津若松市^{あいづわかまつし}に住^すみ続けたいと思^{おも}えるような施策^{しかく}、障^{しょう}がい者^{しゃ}当事者^{とうじしゃ}や家族^{かぞく}の負担^{ふたん}軽減^{けいげん}ができるような施策^{しかく}があると良^よいといった意見^{いけん}がみられました。

また、障^{しょう}がいのある人^{ひと}が一人^{ひとり}でも不便^{ふべん}を感じることがないように環境^{かんきょう}を整^{ととの}えること
で誰^{だれ}もが生活^{せいかつ}しやすい街^{まち}になるといった意見^{いけん}がみられました。



障がい福祉に関する当事者アンケート調査集計結果報告書(概要)

1 障がい福祉に関するアンケート調査について

(1) 目的

障がい者の現状やニーズ、課題を把握し、障がい者計画及び障がい福祉計画に定める施策の参考とするため、実施しました。

- 障がい者の現在の生活状況等の把握
- 自立と社会参加に必要なニーズの把握
- 障がい福祉サービスのニーズ把握

(2) 調査対象者数

3,243件

令和4年11月1日現在で、障がい者手帳を所持する市民を無作為に抽出し、対象者となりました。

- 18歳から65歳未満までの各種手帳所持者
- 65歳以上の障がい特性に応じたサービス利用が見込まれるコミュニケーション支援が必要な視覚、聴覚等の障がいのある人や療育手帳、精神保健福祉手帳所持者

(3) 調査方法

郵送によるアンケートを実施

(4) 実施期間

令和4年12月13日～令和5年1月31日

(5) 回答数及び回答率

回答件数1,195件(回答率37.1%)

手帳等の種類	送付件数	割合(%)	回答件数	回答率
身体障害者手帳所持者	1,531	47.2%	697	45.5%
療育手帳所持者	652	20.1%	207	31.7%
精神保健福祉手帳所持者	1,060	32.7%	356	33.6%
合計	3,243	100.0%	1,195	37.1%
年齢別				
18～65歳未満	2,399	73.9%	819	34.1%
65歳以上	844	26.1%	369	43.7%
無回答	—	—	7	—

※手帳別回答件数の合計は重複回答も含まれるため、実際の回答件数(1,195)と一致しない。

2 アンケート調査結果の総括

(1) 調査項目から(抜粋)

1 希望する将来の生活の場について(「問15」)

現在、施設や病院にいる人のうち、「家族と一緒に過ごしたい」と回答した人が最も多く 15.0%と前回比2.6ポイント減となりました。一方で「グループホームなどを利用したい」は 12.1%(前回比3.7ポイント増)、「一般住宅で一人暮らしをしたい」は 2.8%と前回比0.3ポイント減となりました。

家族と一緒に過ごしたいという意向だけでなく、見守りや一定の支援のあるグループホームでの生活を希望する方が増える傾向にあることが伺えます。

2 障がいのある人が地域で生活する場合の支援について(「問16」)

地域で生活する場合に必要な支援として、「経済的負担軽減」が最も多く 21.2%と前回比0.3ポイント減となりました。また「地域住民の理解」は、6.1%と前回比1.5ポイント増で、経済的負担軽減に加え、地域住民の障がいのある方への理解が大切であることが伺われます。

(その他の回答)

「相談対応の充実」19.6%(前回比0.1ポイント増)、
「適切な在宅サービス」14.9%(前回比1.5ポイント増) など

3 就労について(「問24」)

現在、仕事をしていない人(18～64歳)のうち、「仕事をしたいがどうしたら良いかわからない」と回答した人が最も多く 30.2%と前回比5.8ポイント増で、「仕事をしたい」の 22.9%と併せると 53.1%となり、半数以上の方が就労への意欲をもっていることが伺えます。一方で「仕事をしたくない」は、25.2%と前回比1.2ポイント増で、ひとりひとりに応じた就労支援の必要性も伺えます。

4 障がい者への差別など権利擁護について(「問32～問37」)

差別の経験については、「経験がない」が 54.0%で前回比3.4ポイント減と半数以上いる一方、「今も差別がある」と回答した人が 12.7%で前回比0.8ポイント増と、引き続き差別解消に向けた取組みが重要であることが伺えます。

制度の理解度について、障害者差別解消法の認知度は依然として低いことが伺えます。また、成年後見制度についても、更なる周知が必要であることが伺えます。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう にんちど
(障害者差別解消法の認知度)

「施行も内容も知らない」64.4%(前回比0.5ポイント減)

「施行されていることも、内容も知っている」9.0%(前回比0.1ポイント減)、

せいねんこうけんせいど にんちど
(成年後見制度の認知度)

「名前も内容も知らない」34.4%(前回比5.7ポイント減)

「名前も内容も知っている」28.0%(前回比2.2ポイント増)

5 市の障がい福祉施策の満足度(「問41」)

市の障がい福祉施策の満足度については、「満足」、「ある程度満足」を合わせると49.4%で、前回比4.1ポイント減となりました。一方、「不満」、「やや不満」を合わせると30.0%で、前回比3.5ポイント増となりました。このことから、市の障がい福祉施策の更なる充実が求められていることが伺えます。

(2) 自由記載から(抜粋)

1 福祉サービスの充実や向上について(30件)

通所施設(生活介護)、短期入所、入所施設の充実を望む声が複数みられました。
また、レスパイト、親亡き後の預け先が欲しいとの意見もありました。

2 情報提供に関すること(19件)

「市の福祉施策が分からない」「市の窓口が多い」「このアンケートで施策や制度をいろいろ知った」といった意見もありました。

3 障がいに対する理解促進に関すること(28件)

「当事者の声を集めるアンケートは重要」「精神疾患(統合失調、発達障害)への偏見をなくしてほしい」「障害者と日常的に接点のある地域であってほしい」といった意見もありました。

4 就労支援に関すること(18件)

「働ける場が少ない」「短時間でもできる仕事が欲しい」といった意見もありました。

その他としては、福祉施策全般(40件)、経済的負担(30件)、バリアフリー(28件)に関する意見が多くありました。



支援が必要なお子さんの福祉に関するアンケート調査結果報告書

1 支援が必要なお子さんに関するアンケート調査集計結果の概要

(1) 目的

支援が必要なお子さんに関するアンケートは、次の項目について調査を行い、障がい児の現状、ニーズ、課題を把握し、障がい児福祉計画等に定める施策の参考とするため実施しました。

- ① 支援が必要なお子さんの障がいの内容、生活状況等の把握
- ② 障がい児福祉サービスのニーズ把握
- ③ 家族にとって必要な支援等のニーズの調査

(2) 調査対象者数 394件

令和4年11月1日現在の各障害者手帳を所持する児童及び障がい児福祉サービスを利用する児童全件をアンケート対象者としてしました。

区分	人数
障がい手帳所持者	278
障がい手帳を所持せず、障がい児福祉サービスを利用する児童	116
合計	394

※ 障がい手帳所持者は、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持する者の合計。

(3) 調査方法

郵送によるアンケートを実施

(4) 実施期間

令和4年12月13日～令和5年1月31日

(5) 回答数及び回答率

131件（回答率：33.25%）

2 アンケート調査結果について

① 支援が必要なお子さんの障がい内容、生活状況の把握（問1～8）

障がいの状態として発達障がい、知的障がいの順に多く、発達障がいの診断内容は自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症との回答が多かった。特に就学児においては、自閉スペクトラム症との回答が5割を超えている。

また、医療的ケアを受けているとの回答は全体の17%であった。必要な医療的ケアの内容としては、経管栄養やけいれん時の座薬挿入等の措置をはじめ。吸引、ネブライザーの管理など、多岐に渡っている。

②発達課題や障がいへの気づき（問11）

子どもの発達課題や障がいに気づいたきっかけとして、市が実施する乳幼児健診、家族による気づき、医療機関による受診・健診との回答が多く、次点で保育所、幼稚園等からの助言との回答が多かった。

このことから、家族のみでなく、医療機関や保育所、こども園、行政など多様な機関が子どもに関わることで発達課題や障がいに早期に気づくことが可能であると考えられる。

③家族にとって必要な支援等のニーズ（問12）

子どもに障がいがあると診断された家族に必要な支援について、「福祉制度（手帳制度や利用可能なサービス等）に関する説明」や「療育・訓練機関に関する説明」を求める回答が多かった。

これは、福祉サービスの利用状況についての設問における「サービスを利用できることを知らなかった」や「サービスの内容が分からない」という回答につながるものと考えられる。

④障がい児福祉サービスに対するニーズ（問13～問22）

障がいのある子どもが利用できる主なサービスである未就学児が対象の「児童発達支援」、就学児が対象の「放課後等デイサービス」における不満点の調査を実施した。

その結果、「児童発達支援」では「サービスの提供時間が短い」が多く挙げられている。一方、「放課後等デイサービス」では、「希望日に利用できない」点が多く挙げられていることから、事業所数が不足しており、利用者のニーズを充足できていない現状にあると考えられる。

⑤本市の障がい児福祉施策について（問39）

今回のアンケートの結果、「満足」と「ある程度満足」を合わせると48.8%となっており、前回のアンケートと比べ12.5ポイント減少している。一方、「不満」と「ある程度不満」を合わせると45.8%であり、前回から10.4ポイント増加している。

第4次会津若松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定調整会議
出席者名簿

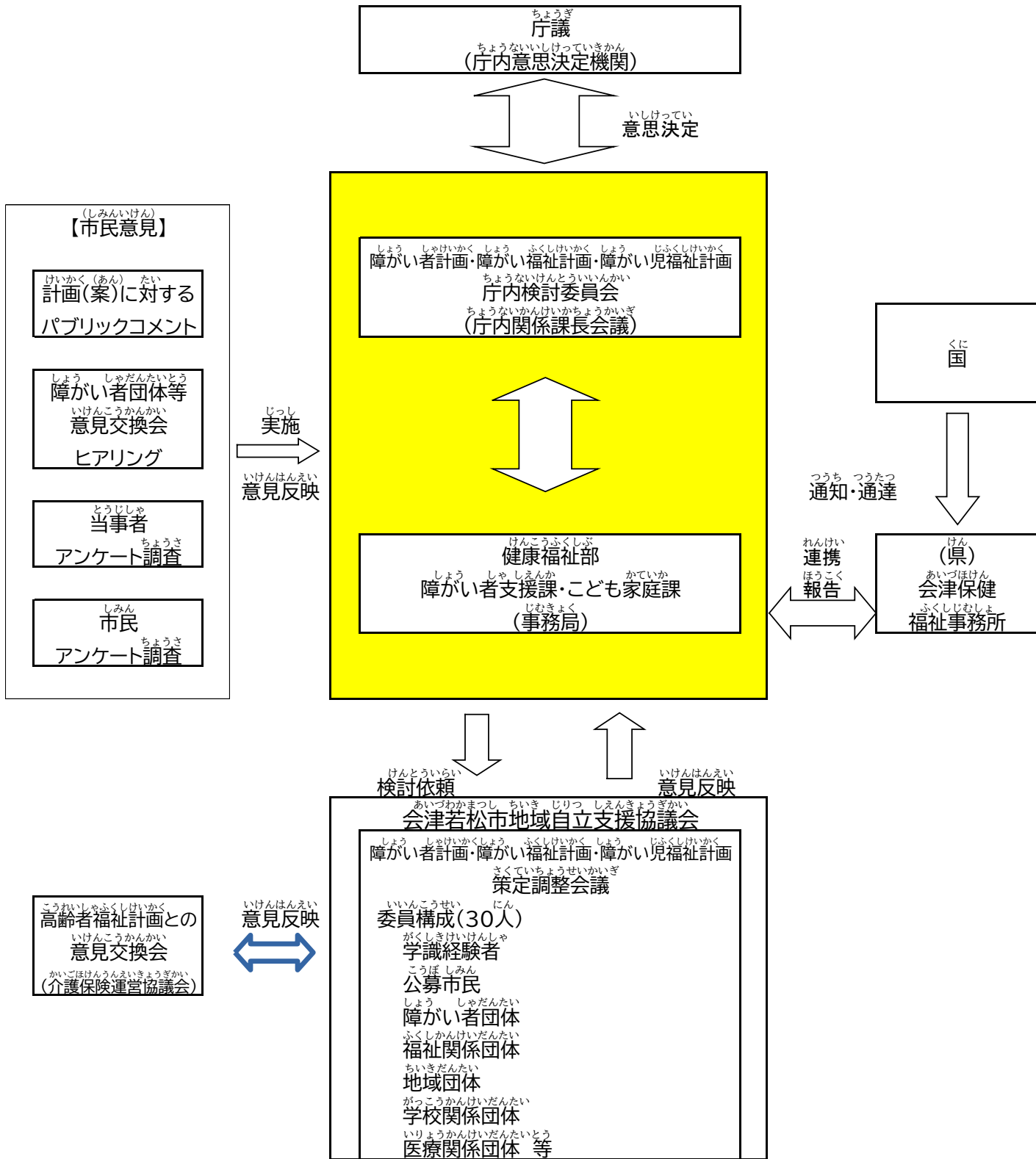
No.	構成	所属団体	役職	氏名
1	学識経験者	公立学校法人会津大学短期大学部	准教授	木村 淳也
2	公募市民	—	公募市民	石崎 恭子
3			公募市民	わたなべ み希
4			公募市民	なかかわ あきひで
5			公募市民	さいとう のりえ
6	障がい者団体	障害者の明日を考える会	事務局	依田 みき
7		会津若松市手をつなぐ親の会	会長	わたなべ かよこ
8	障がい福祉サービス事業所等連携推進会議	訪問系グループ会議	座長	佐藤 久美子
9		日中活動系グループ会議	座長	馬場 由紀
10		居住系グループ会議※	座長	わたなべ じゅん
11		児童系グループ会議	構成員	すがの こ
12		相談系グループ会議※	座長	おおはし まきゆき
13	地域関係団体関係者	会津若松市区長会	総務部長	こばやし しょういち
14		会津若松市民生児童委員協議会	理事	すずき かつひろ
15		社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会	地域福祉課長	まつもと かおり
16		会津若松市差別解消支援地域協議会※	会長	しょうじ みきお
17	医療関係者	会津西病院(ソーシャルワーカー)	主任	すずき あさみ
18		竹田綜合病院(リハビリテーション)	係長	きくち さおり
19	教育機関関係者	福島県立会津支援学校	校長	かとう かよう
20	経済団体関係者	福島県中小企業家同友会会津支部	理事	まつぎき けんたろう
21	障がい者相談	会津障害者就業・生活支援センター	センター長	きくち しん
22	支援事業関係者	会津若松市障がい者総合相談窓口	主任相談支援専門員	あきぬま ひろやす
	会津若松市地域自立支援協議会	地域自立支援協議会※	会長	わたなべ じゅん
23		地域自立支援協議会	副会長	よしはら ひでいち
		地域自立支援協議会 権利・啓発部会※	部会長	しょうじ みきお
24		地域自立支援協議会 地域生活部会	部会長	むとう みつひで
25		地域自立支援協議会 活動支援部会	部会長	さいとう としぞう
26		地域自立支援協議会 就労部会	部会長	にしかわ のぶ
27		地域自立支援協議会 療育部会	部会長	あんどう みゆき
		地域自立支援協議会 相談部会※	部会長	おおはし まきゆき

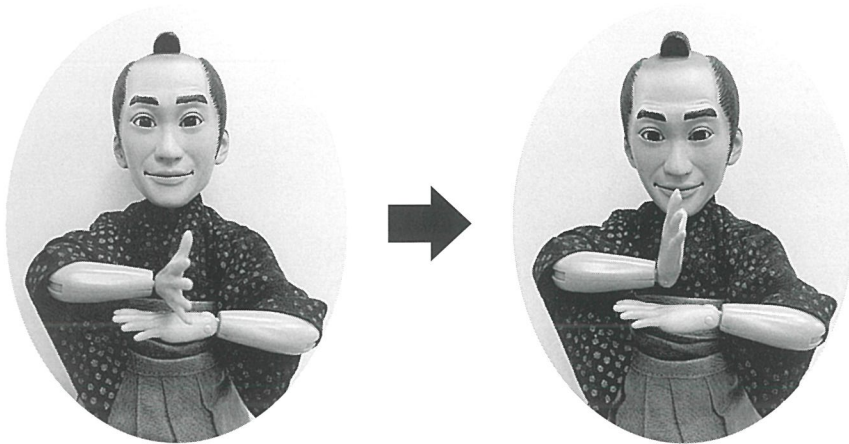
※他関係団体と兼務

第4次会津若松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画の策定経過

開催年月日	内 容
令和4年10月21日	計画策定にかかる委員会協議会報告
令和4年12月13日	障がい福祉に関するアンケート調査実施 (手帳所持者、障がい児の家族、市民)
令和5年1月6日	障がい者関係団体に対する意見聴取
令和5年3月17日	市地域自立支援協議会にて策定調整会議の設置について了承
令和5年5月23日	計画策定にかかる委員会協議会中間報告
令和5年6月23日	第1回策定調整会議
令和5年7月26日	第1回庁内検討委員会(課長会議)
令和5年7月28日	第2回策定調整会議
令和5年8月21日	第3回策定調整会議
令和5年9月29日	第4回策定調整会議
令和5年10月27日	第5回策定調整会議
令和5年11月8日	第2回庁内検討委員会(課長会議)
令和5年11月20日	庁議(計画(案)、計画(案)のパブリックコメント実施について)
令和5年12月20日	委員会協議会(計画(案)のパブリックコメント実施について)
令和5年12月22日	計画(案)のパブリックコメント実施

第4次会津若松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
策 定 体 制





【手話表現】ありがとう

【写真のキャラクター】しゃしん 会津若松市公認「あいづわかまつしこうにん 会津侍若松つつん」

【ひょうししゃしん 表紙写真の手話表現 ひだり（左から）】

「みなみんな」「ささ支える」「ささ支えられる」「い生きる」

これは、「し市民みんなでたがお互いにささ支え合いながらい生きていく」（きょうせいしゃかい共生社会）という意味の
しゅわひょうげん手話表現です。

本市では、「ほんし会津若松市手話言語及びあいづわかまつししゅわげんごおよコミュニケーション手段に関するしゅだん条例」により、
しょう障がいとくせい特性に応じたおうコミュニケーション手段の理解普及しゅだんに取り組んでいます。



第4次会津若松市障がい者計画

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行 会津若松市

編集 会津若松市障がい者支援課・こども家庭課

〒965-8601

福島県会津若松市東栄町3番46号

電話：0242-39-1111（代表）

FAX：0242-39-1430

ホームページ H P： <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

E-mail： shougaishashien@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp